



# 第1章 投資信託総合取引規定

## (規定の趣旨)

**第1条** この規定は、投資信託受益権(以下「投資信託」といいます。)に関する取引について、お客様と株式会社足利銀行(以下「当行」といいます)との間の権利義務関係を明確にすることを目的とするものです。

- 2 お客様は、この規定の内容を十分把握し、自らの判断と責任において投資信託の取引を行うものとします。
- 3 この規定および第2条第1項各号の規定は、個人・法人のお客様に共通して適用されるものとします。ただし、投資信託特定口座取引規定、成年後見人等の届出(第5条)およびその他の法令上またはその性質上、個人のお客様のみを対象とする規定または約款等(以下、併せて「規定等」といいます。)については、法人のお客様には適用されないものとします。
- 4 この規定に別段の定めがないときは、次条第1項各号に掲げる規定によるものとします。

## (投資信託総合取引の利用)

**第2条** お客様は、この規定に基づいて次の各号に掲げる規定等に係る取引およびそれらを組み合わせた取引(以下「総合取引」といいます。)をご利用いただけます。

- ① 投資信託受益権振替決済口座管理規定
  - ② 累積投資規定
  - ③ 積立投信取引規定
  - ④ 投資信託特定口座取引規定
  - ⑤ 非課税上場株式等管理、非課税累積投資および特定非課税累積投資に関する約款
  - ⑥ 未成年者口座及び課税未成年者口座開設に関する約款
- 2 インターネットバンキングによる投資信託の取引については、前項各号の規定のほか、当行が別に定める規定に従うものとします。
  - 3 当行は、総合取引の申込みによりお預かりした金銭に対しては利子、その他いかなる名目によっても対価をお支払いいたしません。

## (申込方法)

**第3条** お客様は、当行所定の申込書に必要な事項を記入のうえ、署名し、これを当行の本支店のうち投資信託の窓販業務を行う店舗(以下「取扱店」といいます。)に提出することによって総合取引を申し込むものとし、当行が承諾した場合に限り総合取引を開始することができます。

- 2 前項の申込みに当たっては、投資信託に係るお客様の口座(以下「振替決済口座」といいます。)も併せて開設していただきます。また、原則として、お申込みの際にはご本人等であることを確認できる書類をご提示いただきます。

## (反社会的勢力との取引拒絶)

**第4条** 総合取引は、第13条第2項各号のいずれにも該当しない場合に利用することができます。第13条第2項各号のいずれかに該当する場合には、当行は当該取引をお断りするものとします。

## (成年後見人等の届出)

**第5条** 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面により届け出てください。お客様の成年後見人等について、補助・保佐・後見が開始された場合にも、同様にお届けください。

- 2 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面により届け出てください。
- 3 すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合または任意後見監督人の選任がされている場合においても、前二項と同様に、直ちに書面により届け出てください。
- 4 前三項までの届出事項に取消しまたは変更等が生じた場合においても、直ちに書面により届け出てください。
- 5 前四項の届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

## (指定預金口座の取扱い)

**第6条** お客様が、総合取引のお申込みをされる場合には、総合取引に係る投資信託の収益分配金・償還金・解約代金等をご入金する預金口座(以下「指定預金口座」といいます。)を、あらかじめご指定いただきます。なお、指定預金口座は当行本支店におけるお客様名義の普通預金口座または当座預金口座とします。

- 2 総合取引に係る投資信託の収益分配金・償還金・解約代金等は、指定預金口座に入金します。
- 3 お客様が総合取引により当行に支払うこととなった金銭は、指定預金口座からの振替により支払うものとします。この場合、通帳、払戻請求書の提出は不要とします。
- 4 指定預金口座を変更するときは、当行所定の書面により届け出てください。



信託の振替または換金をしなかった場合に生じた損害

- ④ 災害、事変その他の不可抗力の事由が発生し、または当行の責めによらない事由により、記録設備の故障等が発生したため、投資信託の振替または換金に直ちには応じられない場合に生じた損害
- ⑤ 前号の事由により、投資信託の記録が滅失等した場合または第6条および投資信託受益権振替決済口座管理規定第9条による償還金等の指定預金口座への入金が遅延した場合に生じた損害
- ⑥ 投資信託受益権振替決済口座管理規定第13条の事由により、当行が臨機の処置をした場合に生じた損害
- ⑦ 当行が金銭を指定預金口座へ入金した後に生じた損害
- ⑧ 電信または郵便の誤配、遅延等、当行の責に帰すことのできない事由により生じた損害

#### (投資信託総合取引の解約)

**第13条** 総合取引は、次の各号のいずれかに該当した場合には解約されます。この場合、当行から解約の通知があったときは、直ちに当行所定の手続きをとり、お客様の投資信託を他の口座管理機関へお振替ください。投資信託受益権振替決済口座管理規定第5条において定める振替を行えない場合は、当該投資信託を換金し、金銭によりお返しすることがあります。なお、当該解約によって生じた損害について、当行は責任を負いません。

- ① お客様から総合取引の解約のお申し出があったとき
  - ② お客様から振替決済口座の解約のお申し出があったとき
  - ③ お客様について相続の開始があり、当行が解約を申し出たとき
  - ④ お客様がこの規定の定め違反し、当行が解約を申し出たとき
  - ⑤ 振替決済口座におけるお客様の投資信託の残高が2年以上なく、当行が解約を申し出たとき
  - ⑥ やむを得ない事由により、当行が解約を申し出たとき
- 2 前項のほか、次の各号のいずれかに該当し、お客様との取引を継続することが不適切である場合には、当行は総合取引を停止し、またはお客様に通知することにより、総合取引を解約することができるものとします。この場合、当行は前項に準じて、お客様の投資信託について振替または換金の手続きを行います。なお、当該解約により当行に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。
- ① お客様が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
  - ② お客様が暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下「暴力団員等」といいます。)に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合
    - イ 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
    - ロ 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
    - ハ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用して認められる関係を有すること
    - ニ 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
    - ホ 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
  - ③ お客様が、自らまたは第三者を利用して次のいずれかに該当する行為をした場合
    - イ 暴力的な要求行為
    - ロ 法的な責任を超えた不当な要求行為
    - ハ 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
    - ニ 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為
    - ホ その他イからニに準ずる行為
- 3 第1項および第2項による投資信託の振替手続きが遅延したときは、遅延損害金として振替が完了した日までの手数料相当額をお支払いください。この場合、投資信託の償還金、解約金、収益の分配金などの預り金があるときは、普通預金・当座預金の同払戻請求書等によらず払戻しのうえ充当することができるものとします。

#### (換金時の取扱い)

**第14条** 前条に基づき、お客様の振替決済口座に記載または記録されている投資信託を換金するに当たっては、当行の定める手続きにより、お客様の指示によって解約を行ったうえ、金銭によりお支払いします。

#### (規定等の改定)

**第15条** この規定および第2条第1項各号に定める規定等は、法令の変更または監督官庁の指示、その他必要が生じたときに改定されることがあります。改定を行う旨および改定後の規定等の内容ならびにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに当行ホームページへの掲載による公表その他相当の方法により周知します。

#### (専属的合意管轄)

**第16条** この規定等に基づく取引に関する訴訟については、当行本店または支店の所在地を管轄する裁判所のうちから、当行が管轄裁判所を指定できるものとします。

































によるものを除きます。)として運用を行うこととされていることその他の内閣総理大臣が財務大臣と協議して定める事項が定められているもの

- ③ 公社債投資信託以外の証券投資信託の受益権で、委託者指図型投資信託約款に、次の定めがあるもの以外のもの
- イ 信託契約期間を定めないことまたは 20 年以上の信託契約期間が定められていること
- ロ 収益の分配は、1 月以下の期間ごとに行わないこととされており、かつ信託の計算期間ごとに行うこととされていること

#### (譲渡の方法)

**第9条** お客さまは、非課税管理勘定、累積投資勘定、特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定において振替口座簿への記載または記録がされている上場株式等の譲渡については、当行に対して譲渡する方法または当該譲渡に係る金銭の交付が当行の本支店を経由して行われる方法により行うものとします。

#### (累積投資勘定または特定累積投資勘定ならびに特定非課税管理勘定を設定した場合の所在地確認)

**第9条の2** 当行は、お客さまから提出を受けた第2条第1項の「非課税口座開設届出書」(「非課税口座開設届出書」の提出後に氏名または住所の変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出があった場合には、当該「非課税口座異動届出書」をいいます。)に記載または記録されたお客さまの氏名および住所が、次の各号に掲げる場合の区分に応じて当該各号に定める事項と同じであることを、基準経過日(お客さまが初めて非課税口座に累積投資勘定または特定累積投資勘定ならびに特定非課税管理勘定を設けた日から 10 年を経過した日および同日の翌日以後 5 年を経過した日ごとの日をいいます。)から 1 年を経過する日までの間(以下「確認期間」といいます。)に確認いたします。

- ① 当行がお客さまから住民票の写しその他施行規則第 18 条の 15 の 3 第 6 項に規定する住所等確認書類の提示またはお客さまの同条第 7 項に規定する署名用電子証明書等の送信を受け、当該基準経過日における氏名および住所の告知を受けた場合 当該住所等確認書類または署名用電子証明書等に記載または記録がされた当該基準経過日における氏名および住所
  - ② 当行からお客さまに対して書類を郵送し、当該書類にお客さまが当該基準経過日における氏名および住所を記載して、当行に対して提出した場合 お客さまが当該書類に記載した氏名および住所
- 2 前項の場合において、確認期間内にお客さまの基準経過日における氏名および住所が確認できなかった場合には、当該確認期間の終了の日の翌日以降、お客さまの非課税口座に係る特定累積投資勘定ならびに特定非課税管理勘定に上場株式等の受入れを行うことはできなくなります。ただし、同日以後、前項各号のいずれかの方法によりお客さまの氏名および住所を確認できた場合またはお客さまから氏名、住所または個人番号の変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出を受けた場合には、その該当することとなった日以後は、この限りではありません。

#### (非課税口座内上場株式等に係る配当所得および譲渡所得等の非課税等)

**第 10 条** お客さまの非課税口座に設けられた非課税管理勘定に受け入れた株式投資信託に係る収益分配金については、原則として当該非課税管理勘定が設けられた日の属する年の 1 月 1 日から 5 年を経過する日までの間に支払いを受けるもの(当行がその配当等の支払事務の取扱いをするのに限ります。)は、所得税および住民税等が課されません。

2 お客さまの非課税口座に設けられた非課税管理勘定に受け入れた株式投資信託を、当該非課税管理勘定が設けられた日の属する年の 1 月 1 日から 5 年を経過する日までの間に譲渡した場合、原則として当該譲渡益については、所得税および住民税等が課されません。

3 お客さまの非課税口座に設けられた累積投資勘定に受け入れた株式投資信託に係る前二項の適用については、「当該非課税管理勘定が設けられた日の属する年の 1 月 1 日から 5 年を経過する日」を「当該累積投資勘定が設けられた日の属する年の 1 月 1 日から 20 年を経過する日」と読み替えるものとします。

3の2 お客さまの非課税口座に設けられた特定累積投資勘定に受け入れた株式投資信託に係る第 1 項および第 2 項の適用については、「当該非課税管理勘定が設けられた日の属する年の 1 月 1 日から 5 年を経過する日までの間」を「当該特定累積投資勘定が設けられた日の属する年の 1 月 1 日以後の期間」と読み替えるものとします。

3の3 お客さまの非課税口座に設けられた特定非課税管理勘定に受け入れた株式投資信託に係る第 1 項および第 2 項の適用については、「当該非課税管理勘定が設けられた日の属する年の 1 月 1 日から 5 年を経過する日までの間」を「当該特定非課税管理勘定が設けられた日の属する年の 1 月 1 日以後の期間」と読み替えるものとします。

4 非課税口座に受け入れた株式投資信託の譲渡による収入金額が当該株式投資信託の所得税法第 33 条第 3 項に規定する取得費およびその譲渡に要した費用の額の合計額またはその譲渡に係る必要経費に満たない場合におけるその不足額は、所得税に関する法令の規定の適用については、ないものとみなされます。

#### (非課税口座での取引である旨のお申し出)

**第 11 条** お客さまが特定非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の 12 月 31 日までの間に、当行での募集の取扱いにより、第 8 条の 2 第 1 項第 1 号の規定に基づき取得した上場株式等を当該特定非課税管理勘定に受け入れようとする場合には、当該取得に係る注文等を行う際に、また、累積投資契約により特定非課税管理勘定に受け入れようとする場合、または累積投資契約により第 8 条第 1 項第 1 号の規定に基づき特定累積投資勘定に受け入れようとする場合は、当該累積投資契約締結の際に、当行に対して非課税口座での取引である旨お申し出いただきます。当該お申し出がない

場合は、特定口座または一般口座に受け入れさせていただきます。なお、特定累積投資勘定に受け入れようとする場合の累積投資契約においては、当該各年の特定累積投資勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間(以下「受入期間」といいます。)に取得することとなる上場株式等の購入の代価が、120万円を超えることとなる累積投資契約は、締結することができません。

- 2 前項の規定により、当該特定非課税管理勘定で受け入れようとする場合において、受け入れようとする上場株式等の取得対価の額の合計額が240万円を超える場合には、当該240万円を超える部分の上場株式等について、または当該特定累積投資勘定で受け入れようとする場合において、分配金再投資その他(分配金再投資は、当該年分および過去の年分の特定累積投資勘定で保有する投資信託の分配金に限ります。)による上場株式等の取得により、受入期間に受け入れた上場株式等の取得対価の額の合計額が120万円を超える場合は、当該120万円を超える部分の上場株式等については、特定口座または一般口座に受け入れさせていただきます。
- 3 前項の規定については、当行が適当と認める所定の手続きによって非課税口座または特定口座または一般口座で受け入れさせていただきます。
- 4 お客さまが非課税口座で保有されている上場株式等を譲渡されるに際して、非課税口座および非課税口座以外の口座で同一銘柄の上場株式等を保有されている場合には、非課税口座でのお取引である旨をお申し出いただくものとします。  
なお、お客さまが当行の非課税口座で保有されている上場株式等を譲渡される場合において、当該上場株式等と同一の銘柄を複数の非課税管理勘定または累積投資勘定に受け入れられている場合、または複数の特定累積投資勘定もしくは複数の特定非課税管理勘定に受け入れられている場合には、先に受け入れられたものから譲渡することとさせていただきます。
- 5 積立投信申込書兼口座振替依頼書を当行に提出し、投資信託総合取引規定第4章積立投信取引規定に基づき、お客さまがあらかじめ指定する銘柄の受益権を自動的に取得する場合(特定非課税累積投資契約に基づき特定累積投資勘定に受け入れる場合を除く。ただし第2項に規定する分配金再投資の場合を含む。)、買付優先区分を「非課税口座(NISA)」として指定している際には非課税口座にて優先買付を行います。また、非課税口座を廃止した場合、買付は特定口座開設済の場合は特定口座にて、特定口座未開設の場合は一般口座にて買い付けとなります(積立投信取引変更・廃止申込書を当行に提出し、積立投信契約の解除を行わない限り、買付は引き続き行われます)。

#### (非課税口座内上場株式等の払出しに関する通知)

**第12条** 法第37条の14第4項各号に掲げる事由により、非課税管理勘定、累積投資勘定、特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定から上場株式等の全部または一部の払出し(振替によるものを含むものとし、特定口座への移管に係るものを除きます。)をされた場合には、その事由が生じた日の価額に基づく価額で譲渡があったものとされ、その価額をもって払出しがあった上場株式等を同数量新たに取得したものとみなされます。この場合、当行は、お客さま(相続または遺贈(贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。))による払出しがあった場合には、当該相続または遺贈により当該口座に係る非課税口座内上場株式等であった株式投資信託を取得した者)に対し、当該価額および数量、払出しの事由およびその事由が生じた日等を書面または電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通知します。

#### (非課税口座年間取引報告書の送付)

**第13条** 当行は、法第37条の14第34項および施行令第25条の13の7の定めるところにより非課税口座年間取引報告書を作成し、翌年1月31日までに所轄税務署長に提出します。

#### (届出事項の変更)

**第14条** 「非課税口座開設届出書」の提出後に、当行にお届出いただいたご氏名、ご住所、個人番号その他の届出事項に変更があったときには、お客さまは遅滞なく非課税口座異動届出書(施行令第25条の13の2第1項に規定されるものをいいます。)により当行にお届出いただくこととします。また、その変更がご氏名、ご住所または個人番号に係るものであるときは、お客さまには「個人番号カード」等および住民票の写し、健康保険の被保険者証、国民年金手帳、運転免許証その他一定の書類をご提示いただき、確認をさせていただきます。

- 2 非課税口座を開設している当行の本支店の変更(移管)があったときは、施行令第25条の13の2第4項の規定により、遅滞なく非課税口座移管依頼書を当行にご提出いただくものとします。

#### (非課税口座の廃止)

**第15条** この契約は、次の各号のいずれかの事由が発生したときは、それぞれに掲げる日に、お客さまの非課税口座は廃止されるものとします。

- ① お客さまが当行に対して第6条第1項に定める非課税口座廃止届出書を提出されたとき 当該提出日
- ② お客さまが当行に対して法第37条の14第22項第2号に定める出国届出書を提出されたとき出国の日
- ③ 非課税口座を開設しているお客さまが、出国により居住者または恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなったとき法第37条の14第26項前段の規定により「非課税口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日(出国日)
- ④ 施行令第25条の13の5に定める非課税口座開設者死亡届出書の提出があったとき 当該非課税口座開設者が死亡した日

⑤ やむを得ない事由により、当行が解約を申し出たとき 当行が定める日

**(法令・諸規則等の適用)**

**第16条** この約款に定めのない事項については、第1条第3項の規定によるほか、法、地方税法、関係政省令、諸規則等に  
したがって取り扱うものとします。

**(免責事項)**

**第17条** お客さまが第14条の変更手続きを怠ったこと、その他の当行の責めによらない事由により、非課税口座に係る税  
制上の取扱い等に関しお客さまに生じた損害については、当行はその責めを負わないものとします。

**附 則**

**第1条** この約款は、2024年1月1日より適用します。

以 上  
2024年1月改定

2024.01